

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六百一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年一月一日から適用する。

平成二十四年十二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分057(1)に次のように加える。

⑦ ライナー（V） 59,400円

別表Ⅱ区分065を次のように改める。

065 人工肩関節用材料

(1) 肩甲骨側材料

① 標準型 134,000円

② 特殊型 146,000円

(2) 上腕骨側材料

① 標準型 553,000円

② 特殊型 574,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分078(1)②イを次のように改める。

イ 多孔体

i 一般型

1 mL当たり 14,900円

ii ^{たん}蛋白質配合型

1 mL当たり 14,900円

別表Ⅱ区分080に次のものに加える。

(12) 頭蓋骨閉鎖用クランプ

38,200円

別表Ⅱ区分133(7)②中「イ バルーン型

187,000円」を 「イ 遠位バルーン型
ウ 近位バルーン型

1

1

87,000円

に改める。

87,000円」

別表Ⅱ区分158を次のように改める。

158 皮下グルコース測定用電極

(1) 一般型

6,070円

(2) ^{とう}疼痛軽減・針刺し事故防止機構付加型

6,370円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱに次のように加える。

174 植込型骨導補聴器

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 音振動変換器 | 396,000円 |
| (2) 接合子付骨導端子 | 122,000円 |
| (3) 骨導端子 | 63,200円 |
| (4) 接合子 | 67,400円 |

175 脳手術用カテーテル

48,300円

別表Ⅴ区分〇〇Ⅰ(Ⅰ)②を次のように改める。

イ 多孔体

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| i 一般型 | 1 mL当たり 14,900円 |
| ii ^{たん} 蛋白質配合型 | 1 mL当たり 14,900円 |